

# 行事等における謝金・旅費・日当に関する規定

山口県吹奏楽連盟

1 吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテスト、マーチングコンテスト等の審査員、及び講習会・研究会等の講師に対する謝金・旅費は、次の通りとする。

(1) 謝金

ア 吹奏楽コンクール	1日につき	40,000円以内
イ アンサンブルコンテスト	1日につき	30,000円以内
ウ その他	半日につき	40,000円以内

(2) 旅費

- ア 交通費は指定席料金または航空運賃の実費（1,000円未満は切り上げ）
- イ 宿泊費は、1泊につき15,000円以内

2 会議等の旅費は、次の通りとする。

(1) 総会

会員理事へは支払わない。

(2) 常任理事会

- ア 居住地若しくは勤務地のいずれか近い方から会議の場所までを原則として、一般路用務地間距離に30円/kmを乗じた額、又はJR運賃、バス運賃、乗船料の実費とする。  
(100円未満は切り捨て)
- イ 前号の計算により500円未満の額となる場合は500円とする。

(3) 事務局会議

前項の規定に準ずる。

(4) 大会実行委員会及び大会運営業務

前項の規定に準ずる。地区実行委員については別に定める。

3 役員が本連盟の業務遂行のために必要と認めた任務につく場合、次の基準により旅費等を支給する。ただし、全日本吹奏楽連盟並びに中国吹奏楽連盟が主催する会議等の場合は、主催する団体の旅費等の規定に準じた額を支給する。

(1) 交通費

- ア 片道500km未満については、普通料金及び特急料金の実費
- イ 片道500km以上については、普通料金及び特急料金の実費又は航空運賃の実費とする。

(2) 宿泊費は、1泊15,000円以内とする。

(3) 日当（食事代及び市内移動費を含む）

- ア 4時間未満 2,000円
- イ 4時間以上8時間未満 4,000円
- ウ 8時間以上12時間未満 6,000円
- エ 12時間以上24時間未満 8,000円

- ・ 宿泊費を支給する場合は、1日につき12時間分は支給しない。
- ・ 所属長から出張並びに職務専念義務の免除等の承認を受けた者について、これを支給しない。

(4) 事務・通信費

- ア 理事長、事務局長、事務局次長、財務部主任及びホームページ管理人には、通信費の補助として1年につき60,000円を支給する。
- イ 副理事長及び事務局員には、通信費の補助として1年につき10,000円を支給する。
- ウ 審査員交渉担当者には、通信費の補助として1年につき10,000円を別に支給する。

4 上記の全ての項に該当しない場合は、別に常任理事会が定める。

5 この規定は、常任理事会の議決により改定できる。

付 則 この規定は平成16年4月25日より効力を発する。  
この規定は令和 3年9月27日より効力を発する。（一部改定）  
この規定は令和 4年6月 3日より効力を発する。（一部改定）